

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年9月9日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室

3 事 件

議案第74号 三次市工場立地法地域準則条例（案）

議案第79号 三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第85号 指定管理者の指定について

4 出席委員 鈴木深由希，小田伸次，保実治，横光春市，掛田勝彦，細美克浩，竹田恵

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】 児玉産業振興部長，押谷商工観光課長，松本農政課長，
藤川商工労働・企業誘致係長，原田農林振興係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは定刻となりましたので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しています。

本日の委員会審査日程について申し上げます。

審査日程は、すでにお示ししています委員会審査次第の通りであります。

本委員会に付託されました3議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い直ちに議案を基に採決を行います。なお、質疑に関しましては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、議案第74号三次市工場立地法地域準則条例（案）の審査を行います。

産業振興部の説明を求めます。はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 委員の皆様、おはようございます。

議案第74号三次市工場立地法地域準則条例（案）についてご説明申し上げます。

本案は、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて、三次市が独自に基準を定めようとするものです。

その内容は、工場立地法では、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に一定規模以上の工場等については、緑地面積等の敷地面積に対する割合が定められています。

三次市ではこれまで広島県の準則条例に基づき事務を行ってきましたが、今年3月に広島県が準則条例を廃止し、現在は経過措置期間中となっています。経過措置が切れますと、新設や変更の届け出があった場合、国の準則の基準に沿って、審査等の事務を行うこととなりますが、国の基準は、県やすでに準則を定めている県内市町の基準より、企業に求める緑地面積等の割合が高いものとなっています。そのため、三次市において準則条例を制定し、企業が設備投資しやすい環境整備の一環として、国が定める範囲内で緑地面積率等の緩和を行おうとするものです。

説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。竹田委員。

○竹田委員 今回、定める下限値ということで修正をされるというふうに思うんですが、改めて、今の時代でいうと環境問題、カーボンニュートラル等の問題も含めて、事業所が設備投資やすい環境づくりもいいんですけども、そういった環境問題に対する方向性というかそういった指導も含めてされるのかどうかをお伺いしたいんですけどもよろしくお願いします。

○鈴木委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 工場立地法とは、一定規模以上の工場等を対象に敷地に対する生産施設、緑地、環境施設の面積割合を定める法律でございまして工場周辺の環境を守り、公害の発生などを抑えることを目的に制定されています。法律の中で、緑地面積等の敷地面積に対する割合がそれぞれ定められており、今回提案の準則基準は、国が示した条件の範囲内でございます。法の趣旨からも整合性は図られていると判断しています。

○鈴木委員長 竹田委員。

○竹田委員 例えば、今、世の中、緑地化ということも含めて多く議論をされてる中で、今回縮小する方向になっています。そこらについての考え方についてお伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 はい、本市の森林面積は75.8%で、もう8割近くが森林ということでございますということもありまして、問題ないと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい、掛田委員。

○掛田委員 はい、竹田委員に関連なんですけど、少しざっくりとした話になろうかと思いますが、本市の考え方というのは先ほど課長の答弁にもありましたように、国の法令の範囲内で企業が立地しやすいようにしていきたいというのが基本的な考えだと思うんですね。この工場立地法のポイントっていうのは、私なりに考えたんですけども、この製造業等の立地に伴う環境保全の維持にあると、だから端的に言えば、住民に不利益が生じなければ基準を緩和して問題ないということになるかと思います。どちらかと言えばですね、緑地がほとんどない都市地域を想定されている法律なのかなと思ったりもするのですが、比較的緑地が多い三次市においては、実情に応じて緩和することはかえって望ましいと私も考えているのですが、ただし、その場合ですね、行政によるしっかりとした住民への環境上の影響などが、やはり監視されていくということが同時に必要になるのじゃないかと。こう考えておりますが、このあたりってのはどういうふうに考えたらよいのでしょうか、質問いたします。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 この条例で指定をされております緑地であるとか環境施設の面積でありますけれども、緑地であれば芝生であるとか樹木といったものになります。また、環境施設でいいますと噴水でありますとか、池、屋外運動広場といったものですので、こういったものについては企業において維持管理されていくものであろうというふうに考えております。これについて、特に面積率以上のことを、市の方から指導するといったことは、今は行っていないところです。

○鈴木委員長 他にございせんか。はい、横光委員。

○横光委員 ちょっと教えていただきたいんですが、工場を建築するとき、山を開発をして、やるときには、他の法律がありますよね。山地の関係で、この購入した土地の何割を緑地で残さないといけないというのがあろうと思うんですが、例えば、三和の運動公園なんかをやるときには、山の部分を残さないけんというのがあったんですが、ここの工業立地法の関係で言えば、その拓いた後に、その敷地面積、1万平米かなんぼかわかりませんが、その中で、工場の中で何割を残さないといけないと、敷地の中で残さないといけないということなのか。それは、敷地の中では、土は部分がどのようになるのか。ということがあろうと思うんです。ちょっと、よくわからんのが、※1の緑地面積率というのと、※2の方の環境施設面積率の中の敷地に対する緑地というのがあるんですが、その緑地というのは、定義が同じなのか。ということなんですよ。

例えば、工場の中で敷地だったら舗装なんかするところがある。それで、ほとりの方へちょっと植栽をすると、その植栽のところ緑地というのか、或いは、工場の屋上へ持って行って、緑地帯を作ってやりますよね。それも緑地帯として考えていいのかということが1つと、

もう1つは、県の基準で、今まで、やっていらっしゃいましたが、15%が10%となり、10%が5%となり、5%ずつ落としてありますけども、従前の基準でやってある工場ですが、問題は、市条例に変わったら、今度、緩和された条件でやり変えていいのかと、緑地部分を少なくしてもいいのかどうかというのがあろうと思うんです。その点についてお伺いできればと思います。

○鈴木委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 はい、工場立地法は敷地面積に対する緑地とか環境施設の率ということになっております。緑地面積の率を含む環境面積の面積率ということになっておりますので、この※2のところの環境施設面積率というのは、この緑地面積率も含むものということで割合ということになっております。それから緑地でございますが、工場の例えば屋上の方に緑地部分を設けておられますとその部分も緑地として、勘案するように、なっております。それから、今回緩和することに伴いまして、これまで、既存の工場を増設しようとしたときに増設しやすくなるということになります。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 増設するときにしやすくなるのは、敷地面積を増やして工場を増設するという考え方なのか。

○鈴木委員長 はい、押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 はい、これまでの敷地に対しての緑地率等の割合が下がりますので、その下がった部分は工場を増設する部分に見れるということになりますので、これまでの割合では増設できなかったところが、この度の緩和によりまして増設ができるということになってきます。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 初めの質問の中の山地開発、林地開発をしたときには何%が残さないけんですよ。その購入面積の中で山の部分を残して、開発工事するときには、開発しないといけないというのがあろうと思うんですが、それとは別で、その土羽部分を除いた部分の平の部分のところ、工場を建つ部分の中の緑地面積というふうなとらえ方でいいのか。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 工場立地法においては、工場の敷地面積に対する緑地等の面積率ということになりますので、開発のところとは、また別には、切り離して考えていただくということになるのかと思います。

○鈴木委員長 他にありますか。はい、保実委員。

○保実委員 すいません。工場立地法に関する準則規定のところで準工業地域、または工業地域等となっておるんですが、三次で言えばどこが該当するわけですか。この準工業地域と工業地域とそれを教えてください。

○鈴木委員 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 準工業地域でございますけども、旧三次でいいますと例えばですね、三次インターから上原交差点に向けて、坂をおりてきますけれども、降りた周辺がですね準工業地域となります。また、西三次の一部、駅の手前の方というんですかね。どう言えばいいですかね。踏切を入れていく西三次の駅に向かって入っていく右手の方が準工業地域であったり、熊野橋を渡ったところがですね準工業地域ということになっております。

工業地域で言いますとマツダのテストコースがあるところ、それと三次市内で言いますと三和とか三次の工業団地のところは公用地域というふうになっております。三次の工業団地のところは工業地域とマツダのテストコースがあるところはこういう地域となっております。三良坂でいいますとリョービのところは工業地域ということになっております。

○鈴木委員 保実委員。

○保実委員 すいません。私よくわからんと思って教えてください。この準とですね工業団地の違いは、はっきりとした違いはどのようなところですか。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 こちらの方はですね。三次市の都市計画区域の中の用途区域というところで分かれておるものでございます。基準等については、ちょっとこちらの方で、細かくは把握はしておりませんけども、この用途区域に従って指定の方がされているということです。

○鈴木委員長 他に質問がありますか。はい、横光委員。

○横光委員 工業地域と準工業地域を指定するのは誰がするんですか。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 このエリアの指定につきましては、三次市の方で都市計画区域を定めるときに決定をしているというふうに考えております。

○鈴木委員長 細美委員。

○細美委員 すいません。ちょっと聞いてみたいんですけど、結局この条件が緩和されたことによってメリットばかりで、デメリットはないと考えていいですかね。

○鈴木委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 はい、デメリットはないと考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。はい、他に質疑ありませんか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 さっきちょっと、三良坂の1つ工場企業誘致したところがありますよね。

田利だったか仁賀だったかな。あそこは、エリアの中入ってないのかなというのがクエスチオンの1つで。

それと同時に、今回これで提案された分に対して疑義を言うわけじゃないんですけど、先ほども質問があったように、準工業地域が三次の中でどういうふうなエリアがそれなのか、工業地域というのはここなんですよっていうのを地図の中で示したものの資料が提出されておれば、皆さん非常にわかりやすかったんじゃないかなというふうにも思いますので、今後こういうのがあったときには、そういうふうな形で三次市の中ではここが準工業地域ですよ。ここが工業地域ですよっていうような形のものを示していただければ、非常にわかりやすかったというふうに思います。

答えていただくのは最初の質問をお願いします。

○鈴木委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 三良坂の田利の工業団地は指定されておられません。資料の方は今後つけるように気をつけます。

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 何で指定されてないのか。普通ならどちらかに入るエリアだろうというふうに思うんですが、わざわざ一般地目というかあれを変えてやったんで、どちらかに入るんじゃないかなと思ってましたが、どちらも指定されてないわけでしょう。これ何でなんですかね。

○鈴木委員長 はい、押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 はい、三良坂の都市計画を立てるときには、ここを工業地域と考えていなかったというところで指定がされていないと考えております。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 だから、三良坂の都市計画を立てるときはそうだったかもわからんけども、現実問題としてそういう事案が出たわけでしょ。そういうときには、やはりそこは変えていかないといかないんじゃないかなというふうに気がすんです。じゃなかったらそこはフリーにどうにでも使ってくださいよというエリアなるわけでしょ。このパーセンテージが全然はまってこないわけですから。と思いませんか。という疑問を投げかけておりますが、今答えられるんだろーと思いますけども、今言ったように、新たに、三良坂の都市計画を立てたときから、それ以降に多分起きたことなんでしょうから、そういうときが出たときには速やかにそれに対応することとして動かなければいけないんだと私は思うわけです。

例えば、企業を誘致する土地として使わないのなら別ですよ。でもそういう形で使おうとしてるんであれば、こういうふうな形のところのエリアに指定していくべきだろうというふうに思いますがいかがでしょうか。

○鈴木委員長 児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 今、ご指摘の通り計画の見直しというのも必要というふうに考えております。都市計画の審議会等で審議されるものかちょっとその辺も調べてですねまた、関係部署とも連携をして、対応の方は、考えていきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 今後、今の件に関しましては、検討するという事でよろしいですね。改めて伺います。ありがとうございました。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 他にないようですので、以上で議案第74号に係る質疑を終了いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(産業振興部退室)

○鈴木委員長 それでは次に、議案第79号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。

はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第79号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本案は、甲奴地域資源加工センターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を編改正しようとするものです。その内容は、第4条において指定管理者により管理する施設としている甲奴地域資源加工センターの名称並びに別表第1中の名称及び位置を削ろうとするものです。施設の概要について説明申し上げます。

資料ご覧ください。本施設は、木工加工品等の生産及び展示販売を行う他、木工、民芸品等の制作者の育成、林業者等の就労の場の確保、特産品の開発及び林業の振興に寄与すること等を目的に、平成3年度に整備したものです。木造平屋建、延べ床面積は134.15㎡。敷地は857㎡であります。こちらは市の所有です。昨年度までは、指定管理者として、今年度は委託によりまして甲奴町木材工芸組合が管理をしております。令和5年7月に当該組合から施設譲渡の要望がありましたので、一定の修繕を行った上で、施設譲渡をしようとするものです。敷地につきましては、無償で貸し付ける予定としております。説明につきましては以上です。よろしくご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方の挙手をお願いいたします。細美委員。

○細美委員 はい、すいません。1点ちょっと教えてください。譲渡に伴ってですねそれを無償にするのかどうかという点と、あと登記の費用についてはどちらが見るのかっていうのもちょっと聞きたい。以上2点、お願いします。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 はい、建物自体については無償です。土地についても無償で貸付ということになります。ただ、建物についての保険料、これ、譲渡先が建物の火災保険等は払っていただくということになります。

もう1点、登記については、これはおそらくごめんなさい登記はされないというふうに思っておりますので、多分他の集会所とかもですね登記ということまでは法務局等ではされていないということになりますので、そのままということになります。

○鈴木委員長 よろしいですか。他に質疑は。はい、横光委員。

○横光委員 はい、譲渡して欲しいということなんですが、今までの使われ方は条例にの取った使われ方で成果が上がっていたのかどうか。今日、どうだったのかということですね。使われいて、だんだん使われておらんようになれたのか、或いは、今までも育成されて使われていた。その状況の中で、自分たちでやりたいということで、譲渡して欲しいというだったのかどうか、そこら辺とかはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、現在ですね会員数が25名おられます。

ほぼ地元の方が会員になられておられまして、これもやはり定期的には使用されておる状況で、その中では様々な木工品ですよね。それを作られておりまして、販売というところでは、各個人ので販売される方もおられたら、個人の趣味で、それを活用されたり、地域のまつりとかへ、そういうものを出張されたりということですね、地域での活動もされているということで、当初の初期の目的というところについては、現在も変わらずそれは管理運営をしていただいているところでございますし、市としてもですね譲渡というところについてはですね、先ほど申しましたように一定の所期の目的というのは、市としては果たしてるところでですね、今後は地元の方で適正に管理運営していただく方が、より公共施設の管理運営からしたですね、いいものだということで判断させていただいて、要望もいただき、修繕もした中で譲渡させていただくということにしているところでございます。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 例えば、今までのように普通財産にして譲渡する施設がいろんなものがありました。老人集会所とか、いろんなものがあつたわけですが、管理ができなくて取り壊すというようなことがあるわけですが、この甲奴地域資源確保センターは、例えば180万円あまりかけて、修繕をして譲渡するという事の中で、何年間を取り壊しちゃいけないとか、そういうような条件等々があるのかどうか、もうできんからすぐ2年目に壊してやったら、何のため金をかけたんかわからないということがあるんで、そこらの条件等々についてはいかがな何かあるんですか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 今後の条件としては、今から議決いただいた後にですね、再度、地元との協議をまたさせていただいて、本来であれば取り壊しというところはですね、やはりこれは市がもうすべきしできない、できませんので、地元として取り壊しはしていただくとそのために積立金なりですね、そういったところを今後の活用期間までですね、そういったところも積み立てをしていただきながら、撤去費用というのは地元で見ていただくということになりますので、そうしたことからですね、適正にですね管理運営はされるものというふうにしていただかなくてはいけないと思っておりますので、先ほど言われましたように、2、3年での撤去というのは、もうこれは、今、考えられておりませんし、地元としてもやはり長年使っていきたいというふうに、施設が存続する限りはですね、耐用年数続いてますけど実際には耐震基準を満たしておりますし、まだ、20年30年使える施設でございますので、その間については、話の中では活動をずっとしていきたいというふうに、意

見として話は伺っておりますので、引き続いて、この議決後にもう一度そういったところを調整して話をして決めていきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 譲渡受けるときには、大体そうだと思うんです。今までのいろんなところ施設見てやっぱり維持管理費が、老人集会所の場合は、維持管理が大変だというのがありますが、この施設の維持管理がどのくらい程度いるのかわからんですから、使えないようになってくる、だんだん高齢化になって施設を使わないようになってくるという、ということになってくると維持管理できなくなってくるということになってくると。いつの時期になるかわかりませんので、そこらんところは、やっぱり、180万円何がしの金を使っているんですから、何年かは使っていただかないけんよというようなことが、あってもいいんじゃないかなというような思いがするんですよ。

だから、そこら辺はやっぱりしっかりとですね、いろんな協議をさせていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうかね。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 横光委員さんがおっしゃられますとおり、今のご意見はですね十分踏まえた上で、長く使っていただけるように、今後の協議とそういった意見というかその内容を付して、地元の方へきちんとした譲渡をしていきたいと思います。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、掛田委員。

○掛田委員 いろいろと聞かせていただいてよくわかった状況がありますんで、ちょっと私から1つだけお聞かせいただきたいのは、この資料にもあるんですが、令和5年7月25日ですね甲奴町の木材工芸組合からの譲渡の要望がありましたと記載がありますけども、これ、ある日突然ですねそういう譲渡要望があったわけではなくて、その前段部分がいろいろとあった上で、最終的に市の方に譲渡の要望があったというふうに私なりに認識してるわけなんですけど、その辺りの少し細かい前段部分でどういう状況があってその譲渡の要望があって、こういう議案の提案に至ったのかという、少しもう少し具体的に説明いただければと思います。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 はい、具体的にはですね平成28年の3月に策定しました三次市公共施設等総合管理計画、これが元になっております。こういったところで市の方針というのを出してですね地元の方、これ、本施設だけではなくて各譲渡とか廃止とかいろいろですねそういったものを決めてですね、この本施設については、譲渡がいいだろうということですね、その計画の中で進めてきてですね、この28年以降に、そういった地元の協議を進めてきて、この度、令和5年のときにですね地元で最終的な協議を受けますということで今回のこの議案ということで決まったということです。以上です。

○鈴木委員長 他に、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 他にないようですので、以上で議案第79号に係る質疑を終了いたします。

それでは次に、議案第85号指定管理者の指定についての審査を行います。産業振興部の説明を求め

ます。児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、それでは議案第85号指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、君田地域農産物等活用型交流促進施設及び君田林産物等展示販売施設について、令和6年10月1日からの指定管理者の候補者として、有限会社ジャパンクリーンサービスを選定したので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものです。

同事業者は、三次市君田健康触れ合い施設等の貸し付けに係る公募型プロポーザル選考委員会において選考された新たな運営事業者であり運営事業者の募集にあたっては、君田地域農産物等活用型交流促進施設及び君田林産物等展示販売施設の施設管理を指定管理者制度により受託することを条件としていたこと。

また、君田温泉と一体的に管理運営することにより各施設の連携を図ることができるため、サービス向上等に効果的であると見込まれることから、指定管理者選考委員会を開催し、非公募により同事業者を指定管理者の候補者に選定したものです。説明は以上です。

よろしくご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。細美委員。

○細美委員 ちょっと1点聞かせてください。いろいろですね8月1日から始まってですね、今、運営されてると思うんですけども、それ以降、休業されたとかいう話もちらっと聞くんですけども、地元農家の方々とうまくいってるのか、経営的にですね、もしわかっている範囲で教えてもらえればと思います。

○鈴木委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい、君田温泉臨時休業等をされていたというところのお話があったかと思えます。現在、営業につきましては、毎週火曜日を定休日、君田温泉につきましてはですね、毎週火曜日が定休日ということで運営をされておりますけども、この8月の19日と26日、機器のメンテナンスのため休業ということでですね、君田温泉の方はお休みをされております。

また、君田温泉の中にある「囲炉裏（いろり）」、飲食ができるスペースですけども、こちらの方は、8月の9日から8月の20日まで休業をされております。ただし、この間ですね今回指定管理をしようとしている「おはよう市」でありますとか「森の食彩館」の部分、また、「はらみちを美術館」につきましても、通常通り営業されているという状況でございます。地元との連携ということでございますけども、この8月1日のオープンに合わせて、事前にプレオープンというの7月28日にされております。こちらの方は、「君田のあったか村 川とひまわりまつり」、こちらに合わせて当日プレオープンされておりますけども、この中で、入浴料の半額のうちの配布でありますとか、野菜の詰め放題といったイベント、これは地元等と連携をされて実施をされているというところがございます。

また、今回、一般質問でもいただきましたけども、漬物等が保健所の許可制度となったというところがございますけども、君田、地元のですね漬物の生産されている方たちが、この施設を活用してですね、新たにこちらの方で生産をされるということで地元との連携を図りながら、施設の方の

運営をされていくというふうに考えております。

○鈴木委員長 他に質疑がありますか。はい、保実委員。

○保実委員 地元の生産者組合があると思うんですけど、現在は直営になってますよね。組合員数さんが、人数が減ったとかいうような状況は、現在ありますか、ないですか。あつてはいけんことなんですけど、どうですか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 現在、把握している令和6年4月現在の会員登録者数ですけど、これ、おはよう市の会員ですけど98名が登録されております。そのうち町内が68名、町外が27名ということになっておりまして、やっぱり、先ほど議員さんもおっしゃられましたように課題としては、やはり、高齢化によって、今回の件で、減少したということはないんですけど、やはり高齢化で、以前に比べたらやはり会員登録者数は減ってきて、新たな方がなかなか登録がされていないというような課題があるというふうには伺っておるところです。ただ、今回のこの指定管理とかの影響で減ったということはないというふうに聞いております。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 今ところは、指定管理によってどうこう言うことがないんだけど、将来的にはやっぱり高齢化でわからないということなんですけど、その辺については、この指定管理者とその生産組合との新たな話し合いとか、今後の方針とかいうものはなされているのかどうか教えてください。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 これは1つ課題であつて、今回、ちょっと一部ですね情報共有がされてなかったというのが1点ありまして、というのが、先ほど臨時休館が話があったと思うんですけど、それがおはよう市の方で話がなかったというのは伺っておりまして、そういうところがやっぱり連携が取れてなかったというのが、今回の課題として挙がっておりましたので、そういった点については、当然、指定管理者、これは市の方が指導していかなくてはいけないと思っておりますので、そういったところはしっかりと連携をとっていただいて情報共有を早めにしていただくとかというところの課題というのは、今後、おはよう市の協議会等も踏まえてですね、一緒にそういった定期的な会議の場を設けるとかですね、というところはしていかなくてはいけないと思っておりますし、今後指定される指定管理者の方もですね、その点については、今回の申請書、計画書を出されてますので、そこにはそういったことをきちんと書かれておりますから、この計画書にきちんと沿って、目的に沿った運営をきちんとしていただくということがもしできない場合はですね、やはり市がそれは指導をちゃんとして改善をしていただくというのは、徹底してやっていかなくてはいけないというふうに考えております。協議会と先ほど言われましたように、打ち合わせとか連携というところはですね、これまでも、我々も入って、何度かやっておりますので、引き続いてそういった協議の場とかというのはですね、継続してやっていくというふうに考えております。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 何かあったときには、今言われたように市の方が指導し、していかなくてはいけないというそれは当然だと思うんですよ。そういうことからですね10月1日からスタートというのを、

これ、ちゃんと指導できてスムーズにできるのかどうか、ちょっと心配なんです。その辺はどういうふうに思われておりますか。

○鈴木委員長 松本市農政課長。

○松本農政課長 はい、運営体制については、これはもう確認を取っておりますし、今、おはよう市についてはもうすでにこのままの状態運営をされておりますので特に問題ないと思ってます。

喫茶21番館については、9月末に開店をするということで、主には喫茶的なものでパンとかですね、パンも自家製で焼いたパン、これまでトエンティワンもパンを焼いて売られてましたので、そういう形で、パンを自家製で焼いて提供すると、そして、コーヒーとかそういった飲食物も提供していくというのが9月末から運営を開始される。

そして、その体制については、支配人さんが、全体の統括者になられるというふうに伺ってるんですけど、ちゃんと従業員の配置もですね、きちんとローテーションできるようにということと、やはり、そこがまた不足した場合は、君田温泉の従業員がちゃんとフォローに入って、運営をしていくというふうに聞いておりますので、その運営体制については、現状のところは問題ないというふうに思っております。

○鈴木委員長 保実委員。

○保実委員 はい、先ほど言われた21番館の方ですよ。喫茶店をやっておられましたけど、あれをやめてパン工房にするというような話も聞いたんですが、その辺は正確なところを教えてください。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 これにつきましては、最初の計画のときからすでにパンを自家製で焼いて販売されるという申請が出ておりますので、その中で、以前、トエンティワンが持っておられた設備を活用して、備品購入されたわけですけど、これを活用して、自家製でパンを焼いて、例えばですね、今後、21番館の方の喫茶にも出されて、君田温泉本体自体の朝食へも焼きたてのパンを提供するという事もされるというふうに伺っておりますので、その辺については、販売というところは、同じように、これまでに21番館で、以前、提供されたような感じでされるのか、別な施設を設けて、そこで販売されるのかっていうところまでは確認が取れてないんですけど、そういったところも含めて一体的にパンについては、今後、取り組まれるだろうというふうに思ってますので、その辺は、今後確認をさせていただきたいというふうに思っております。

○鈴木委員長 はい、保実委員。

○保実委員 大体わかりましたけど、10月1日にオープンしたわ、人が足りないわとか、組合等いろいろまた問題起きたとかいうようなことが起きないように、市の方としてオープンまでに指導していただいて、話し合いをきちんとやって、オープンに持って行ってください。

○鈴木委員長 他に質疑ありますか。横光委員。

○横光委員 8月31日に地元の催しで、あまりいい噂を聞かなかったもので、9月1日に行ってみたんですよ。3時頃ね。温泉の方は、駐車場いっぱい止めることができなかったの帰ったんです。心配なんで、9月5日に、協議の後、また行ってみたんです。

ウィークデーですから、車は満タンではなかったですけど、多い方でしたよ。おはよう市の行ったんですよ。農産物見させてもらったら、地元の農産物もあるなと思いながら見させていただいて何か購入したんですが、そこでレジの方ですね10月から指定管理になるんですよねという話をしたら、ご存じなかったということで、ちょっと心配になったんで指定管理はどっちになってもいいんですよ、管理わからないんですよという話だったんですが、今度、指定管理になるとおはよう市があったら、来年度から84万3,000円ほど指定管理をみると、現在は、生産組合が委託をされてやってらっしゃるんだと思うんですが、そこらことは、どうなんだろうかなという地元の生産組合との指定管理の調整という金は、今、直営ですから、市が払って何をもらわずに生産者の方が出された分の相応の農産物の代金を払っていらっしゃるだろうというふうに思うんですが、何%か出してらっしゃるんだと思うんですが、指定管理後、農家の人の条件が変わってくるのかどうか。農産物出されて、今度、収入全部指定管理者の方に入りますから、そのあと、農産物の代金というのは、同じように配分されるんだろうかどうだろうかと、農家の方が、条例に書いてある通りに設置目的が達成できるかどうかということですよ。そこでいろんなことがあってはいけないというのがあるんで、スムーズにいくんだろうかどうだろうかと、心配になったんですが、そこらのところいかがでしょう。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 これにつきましては、当初のトエンティワンが運営していた状況と内容は全く変わらないということですね、結局、おはよう市については、売上はすべて自分のところで管理されて、必要な電気料、光熱水費ですね、これのみを案分して、指定管理者へ納めるということでございますので、売り上げの手数料、そういったものが指定管理者に逆に言ったら入らないと、これまでもそうなんですけど、ここについては、今回の指定管理者の予定候補からも変えられないですかというご意見はあったんですけど、先ほどありましたように、当初の君田村時代に建てられた目的が、やはり、地域の農産物をしっかり売って行って、所得向上につなげていくということがありましたので、これについてはそれに目的に沿って、使用料とか売り上げの手数料を管理者に納めなくていいというようなやり方を引き続きとっていくということで、ここは、指定管理者との合意をいただいておりますので、これまで通り変わらないやり方で進め、運営をしていただくということでございます。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、竹田委員。

○竹田委員 はい、すいません。関連してですけども、私自身もプレオープンも含めて何度か君田温泉の方に行かさせていただいて、状況については確認したところでありますけど、いずれも、プレオープンも大にぎわいだったということで、市民の皆さんと利用される方がやっぱり、このオープンを待ち望んでいたし、しっかりとここを活性化しなければならないということが、多くの市民の願いだというふうに思っています。

いずれにしても、これから、新たな体制の中で、引き続き、ここが維持できるように行政としての役割はやっぱり大きいと思いますので、しっかりと、そこで働く方や、ここに出されている農業従事者の問題で、利用される方すべてが良い関係になるように、しっかりと取組をしていただきたい

んですけども、その辺の考え方を改めてお願いいたします。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 やはりこの施設目的、先ほどもありましたようにやはり地元の方がしっかりそこを活用して、地元活性化に寄与する施設ということでございますので、指定管理者からしたら、この施設についてはメリットがちょっと少ないわけですけど、収益がなかなか上げづらいというところでこれはやっぱりその君田の今度、指定される指定管理者についても、やはり、地域貢献社会的貢献というところも、計画に出していただいておりますので、そういったところは、先ほど申しました計画に沿ってですね、地元の連携、協力というところはしっかり図られるべきだと思っていますので図っていただかなくてはいけないと思っています。ということで、引き続いてそういうところで、先ほどありましたように、そこがちゃんと守れないようであったりだとか、やっぱり計画が不履行であったということであつたらですね、行政として適切に指導をしていくというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、掛田委員。

○掛田委員 いろんな話は、質問は他の委員の皆さんがされたということで、重複してもいけないと思うんですが、要は10月1日から始まるということで、今、市の方にもいろんな計画だとか情報が入ってきてるわけで、実態も確認されていると思うんですけども、その指定管理者が遅滞なく10月1日からスタートを切れるというふうに判断されているというふうに、私たちも理解してよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 今度、指定される管理者が、4月1日から9月末までは管理の委託をもうすでにしておりますので、そういう面から言えばですね、それを引き続いてさらに、指定管理者になられたときには、先ほど申しましたように地域との連携、強化、情報共有というところをしっかりといただいて、地域を盛り上げていただけるような運営をしていただくということは、期待しておりますし、やっていただかなくてはいけないというふうに思っております。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、小田副委員長。

○小田副委員長 重複するような形になるんですけど、やはりこの施設というものは、指定管理者の方と地域住民の方との思いというものにギャップがあつてはならないと、要は三次市の財産であるこの君田温泉というものを利用して、他地域からの交流人口の方に向けて取り組むと同時に地域の経済、こういった農業というものについての経済効果を生み出すという目的があるわけですから、今、言ったように施設管理者と地元の人との思いのギャップがあつてはならんと、そのために、今、課長はしっかりと行政はその間をとっていくというふうに宣言をさせていただいたというふうに私は受け取ってるわけですが、ただ、ちまたで聞くとギャップがあるように聞こえてくるわけですよ。そこにすごい不安があるんで、その辺のところは支所を含めて、担当課の方でやはり定期的にでもいいですから、3者でね、指定管理に出したから、どこまで市の方が言えるかわかりませんが、やはり設置目的があつて作ってるものですから、しっかりとその辺のところは、協議を進めて地元と管理者との思いが、合致するように進めていけるように、ぜひ間を取っていった

だきたいというふうに思うわけですが、今一度、その辺のところはしっかりやりますという答弁をいただければと思うんですが。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 定期的に会議というのは、これまでもしてきたわけですけど、さらにですね、この指定管理がスタートすれば、定期的な協議の場を設けて、おはよう市の協議会の方と、さらには当然、指定管理者、また、地域住民の方、そういった意見も協議の場で反映できるように、しっかり協議を進めて、さらには農政課自体もいつでも電話で相談できる体制をとって、何かあれば、相談に乗って、また、問題があれば現地へも出向いて、協議、解決して改善を図っていくようにしていきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 他に皆さんの方からはありませんか。

私の方から、皆さん本当同じ思いの質疑をしてくださってるんですけど、事業者がプロポーザルに参画されたときに、計画書が出されて、その内容を、まず、行政として審査されてますよね。

そして、その内容の精査が十分だったと、行政としては胸を張れると思います。そして、その後、今、私達の耳に届いていることは、ギャップですね、指定管理者と地元のギャップっていうのがどうしても、私たちの耳に届くということは、本当にスムーズに行われてないのではないかと。そこらは、先ほどの答弁で調整、今後、協議をしっかりするとか、地元の意見を聞く、指定業者はもう自分ところがきちんとお約束されてるわけですから、さっき言われましたように履行して、不履行があってはいけない。その認識を持って運営してくださってると思うし、もちろん三次市の財産であるという大前提の認識もあると思うんですけど、どうも、その中に入る今の宣言もしていただいた。小田副委員長も確認してくださったんですけど議案が出るまでに、こういった疑問とか、もう少し不確かな部分をもう少し払拭していただいといたら、私たちとしては、最後の決断が下しやすかったと思うんですけど、ちょっと苦口を言うのですけどいかがでしょうか。

はい、松本農政課長。

○松本農政課長 はい、ご指摘いただくところは、農政課としてもやっぱり反省はしていかなくてはいけないというふうに思っております。先ほどあったように、休館日とかの情報も我々も把握できてなかった部分もありますし、地元のおはよう市も、情報いただいてなかったというのを聞きしましたので、こういうことがあってはならないというふうに思ってます。

今後はそういったところも含めて、同じ室内で運用されるわけですから、やはり連携、協力というのは、良い関係を築いてですね、これは市も良好な関係を築く間に入って、そういったところをしっかりとやっていって、10月からの指定管理がよかったと言っていたように、引き続いての9月までの協議もこれから進めていきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 三位一体です。はい、皆さんがねファン多いんです芸備線に乗って、広島から月に2回ないし3回、利用してるというご夫婦の話をせんだって聞く機会がありました。

途中向原とか白木の辺から乗ってくる方と同じ電車なので、お友達になられてたりして、ファンが多いんです。その利用者さん、ファンを裏切らない運営の努力を最後お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 はい、他にないので、以上で議案第85号に係る質疑を終了いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。ここで一旦休憩いたします。

(産業振興部退室)

○鈴木委員長 再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではこれより議案3件の採決を行います。配付しています審査報告書に沿って、議案を基に討論の後採決といたします。

それでは、まず、議案第74号三次市工場立地法地域準則条例(案)について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に議案第79号三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を願います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 なしと認めます。これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、指定管理者の指定について討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について自由に議論して参りたいと考えます。

意見のある方挙手願います。横光委員。

○横光委員 先ほど申し上げましたけども79号の三次市木工芸品等加工販売施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)で、譲渡にわたっては、やはり、地域と十二分に綿密に話をしてその条件をつけるべきものは条件をつけていくというか、記入していくということをしてやっていかないと、いい加減なことになっていけないということがあるんですから、綿密にやっていただきたいと

ということと、指定管理者の指定については、現在の状況見ていると生産組合の方と十分な協議されてないというか、連携が密に行っていないというような状況があるので、やはりそこらの状況は担当課長、担当課として、十分に指導していただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

○鈴木委員長 他にご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 よろしいですか。それでは、本委員会の委員長報告は、今、ご意見をいただきましたので参考にして作成したいと思います。

なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「一任」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますのでよろしくお願いいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年9月9日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希